参考資料

参考－１　用語解説
参考－２　策定経過
参考－３　市民参加の記録

参考－１　用語解説

あ行

RC 造

鉄筋コンクリート造の略。鉄筋でできた枠型にコンクリートを流し込んだ主体構造部を有する建物。

アンダーパス

掘り下げ式の立体交差道路。

L アラート

自治体やライフライン事業者などの災害関連情報の発信者と各種メディアとの間で情報を共有するシステムのこと。共有された情報は、テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて、地域住民に効率的に提供される。

延焼遮断帯

市街地における火災の延焼を防止する役割を担う帯状の施設で、道路・河川・鉄道・公園・緑道などによって構築されたもの。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称。

か行

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）

洪水時の流れにより河岸が削り取られ、家屋が流出・倒壊するおそれがある区域。

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

洪水時の氾濫流の流体力により、家屋が流出・倒壊するおそれがある区域。

基幹的公共交通ネットワーク

１日あたり 30 本以上の運行頻度（概ねピーク時片道３本以上に相当）の鉄道路線及びバス路線。

狭あい道路

自動車のすれ違い等が困難な、主に幅員 4m未満の道路の総称。緊急用車両（消防車・救急車）の進入が困難であったり、災害時に通行不能になるなどの恐れがある。

区域区分

市街化区域と市街化調整区域を区分すること。

（下水道）認可区域

下水道整備の事業計画を定め、国土交通大臣から認可された区域。

工業系用途地域（準工業地域・工業地域・工業専用地域）

「準工業地域」「工業地域」「工業専用地域」の総称。「準工業地域」は、住宅・商業・工場が共存する地域、「工業地域」は、主に工業の利便を増進する地域、「工業専用地域」は、住宅等の立地が規制されている工業専用の地域。

公共交通空白地域

鉄道駅から 800m以内、バス停留所から 300m以内のいずれにも該当しない地域。

か行

高次都市機能

日常生活の範囲を超えた広域の利用者を対象とした質の高いサービスを提供し、都市全体の魅力や都市活力の向上を図る施設又は機能。例えば、大規模商業施設、文化ホール、行政機関などのこと。

交通結節点

人や物の輸送において、同種又は異種の複数の交通手段が接続する場所。

国勢調査

人口の実態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的に 5 年毎に実施される国の最も基本的な統計調査。

国立社会保障・人口問題研究所

人口、経済、社会保障についての研究を行う厚生労働省に所属する国立の研究機関。

コモンズ協定

居住誘導区域及び都市機能誘導区域において、土地所有者及び借地権者が協定を結ぶことにより、空き家・空き地等の低未利用地を一体的に活用することが可能な制度。

さ行

市街化区域

既に市街地が形成されている区域や、今後優先的・計画的に市街化していくべき区域として、都市計画法に基づき県で指定した区域。

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域として、都市計画法に基づき県で指定した区域。

自主防災組織

町内会・自治会を母体とした地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う団体。

自助共助

「自助」は、災害が発生したときに、まず自分自身（家族を含む）の身の安全を守ること。「共助」は、地域の人たちが協力して助け合うこと。

準用河川

一級河川、二級河川以外の法定外河川のうち市町村長が指定し、管理する河川。

小規模多機能施設

介護が必要となった高齢者が、住み慣れた家や地域での生活を継続できるように、利用者の状態や必要に応じて、「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」の 3 つのサービスを組み合わせて提供する施設。

人口密度 40 人/ha

都市計画法施行令第 8 条における既成市街地の要件として、同法施行規則第 8 条で定められた人口密度の目安。

浸水継続時間

洪水発生時に、一定の浸水深（50cm）に達してからその浸水深を下回るまでの継続時間。

浸水想定区域

河川の氾濫等により、浸水が想定される区域。

さ行

垂直避難

災害が発生して時間的、状況的に避難場所まで避難できない場合、自宅や近隣ビルなどの上階に避難すること。

スプロール

無秩序、無計画な住宅地化が都市の外縁部に広がることで、既存集落内が虫食い状態になること。

生活利便施設

銀行、郵便局、病院、スーパーマーケットなど住宅の周りにある生活に必要な施設の総称。

総合振興計画

市の最上位に位置する計画で、今後 10 年間で進むべきまちづくりの方向を見定め、それに向かって取り組んでいくための総合的な指針。

想定最大規模

1 年間の発生確率が 1/1000（0.1%）以下の降雨を想定したもの。発生確率は小さい一方で、規模の大きな降雨となる。

た行

地域型保育施設

定員が概ね 19 名以下と少人数の単位で、0～2 歳児を対象に保育サービスを提供する施設。

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケアシステムの実現に向けた中核的な機関。

地区計画

比較的小さな地区単位で土地利用と施設整備を総合的に定めることのできる都市計画制度。

通所系施設

高齢者が通所することにより、食事や入浴、レクリエーションなどの介護サービスを受けられる施設。

低未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周囲の利用状況に比べ、利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。

都市機能

都市の生活を支える商業や医療・福祉・子育て・教育・防災等の役割（働き）。

都市基盤整備

道路、公園、上下水道等の都市の様々な活動を支える最も基本となる施設を整備すること。

都市計画区域

都市計画を決めるにあたって定める都市の範囲で、人や物の動き、地形などから見て、一体の都市として捉える必要がある区域。都市計画法に基づき県で指定する。

都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針

都市計画の目標や区域区分、土地利用、都市施設、市街地開発事業等に関する都市計画の決定の方針等について、県が広域的な視点から定める計画。「整開保」や「都市計画区域マスタープラン」とも呼ばれる。

た行

都市計画道路

都市計画法において定められる都市施設の一つで、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路などのこと。

都市計画法

都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とした法律。

都市計画法第３４条第１１号区域

建築物の建築等が厳しく制限されている市街化調整区域のうち、住宅等の建築が許容される区域。

都市公園

都市公園は、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。
このうち、都市計画施設として決定されたものが都市計画公園で、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園または特殊公園がある。

都市再生特別措置法

情報化、国際化、少子高齢化等に対応するため、都市機能の高度化及び居住環境の向上等の基本方針を定めた法律。

都市農業

市街地及びその周辺で行われる農業。景観、交流、食育、地産地消、環境保全、防災など多面的機能をもつ。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

土地区画整理事業

まとまりある一定の箇所で道路、公園、河川等の公共施設を整備し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。

な行

内水氾濫

河川へ排水する下水路等の排水能力の不足などが原因で、降った雨を排水処理できずに引き起こされる氾濫のこと。

認定こども園

就学前の子どもを対象とした保育・教育施設のうち、一定の基準を満たし認定を受けたもので、保育所と幼稚園の機能や特長が一体化した施設。

農業集落排水施設

生活排水がそのまま農業用排水路や河川に流されるのを防ぐため、農村地域内の下水を集合的に処理する施設。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図る地域。

農振農用地

農業振興地域のうち、まとまりある優良農地や生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。

は行

ハナミズキ通り

都市計画道路年代八ツ口線の一部で、土地区画整理事業により整備された道路の愛称。

Park-PFI（パークピーエフアイ（公募設置管理制度））

都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上をはかる整備･管理手法。

北部地域振興交流拠点

県の東西南北の拠点の一つとして、県と市が、産業支援施設や県立図書館、地域の交流施設などを共同事業により、一体的に整備するものとして、これまで検討されてきているもの。

防火地域・準防火地域

市街地における火災の危険予防のため、建物を構造面から規制する地域。

防災アセスメント

災害の危険性と建物やライフラインの分布等を調査し、周囲にどの程度影響が発生するかを評価するもの。

訪問系事業所

介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅まで訪問して、食事や入浴、買い物などの介護サービスを提供する事業所。

ポストコロナ社会

新型コロナウイルスが存在していることを前提として、共存していく社会のこと。

ま行

まちづくり埼玉プラン

埼玉県５か年計画や都市計画審議会の提言を踏まえた、埼玉県の都市計画の基本方針。

民生費

生活保護、児童福祉、高齢福祉など広く福祉に使われる歳出予算。

妻沼聖天山

妻沼地域に立地する寺院のこと。県内唯一の国宝建造物として知られる「歓喜院聖天堂」や国指定重要文化財の「貴惣門」などがある。

モニタリング

状態を監視すること。

や行

ゆうゆうバス

平成 11 年 10 月から旧熊谷市で本格運行を開始したコミュニティバスのこと。

優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えた農地のこと。

用途地域

都市計画法に基づく制度で、建物の用途、容積率、建ぺい率などの建築規制を定めた地域。本市では、市街地の特徴に応じて 12 種類を指定。

要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設などの防災上の配慮を要する人が利用する施設。

ら行

ランドバンク事業

主に市や宅建業者等で構成する地域の法人が主体となり、管理不全の空き地の取引のマッチングや、空き家・空き地・狭あい道路の一体整備等を行い、有効活用を図る事業のこと。

リノベーション

既存の建物に対し、用途の変更や新たな機能を追加するなどして、性能を向上させたり価値を高めるために行う改修工事。

参考－２　策定経過

（１）検討体制

策定に当たっては、土地利用・交通・防災の学識経験者と市内関係団体及び公募市民で構成した策定委員会を設置し、令和２年９月から令和４年３月までに９回開催しました。また、市民意見を反映するため、市民アンケート調査やワークショップ等を開催するとともに、パブリックコメントを行いました。

庁内においては、都市計画課を事務局として、庁内検討委員会を設置し全庁的な体制の下で検討を行いました。

《策定体制》

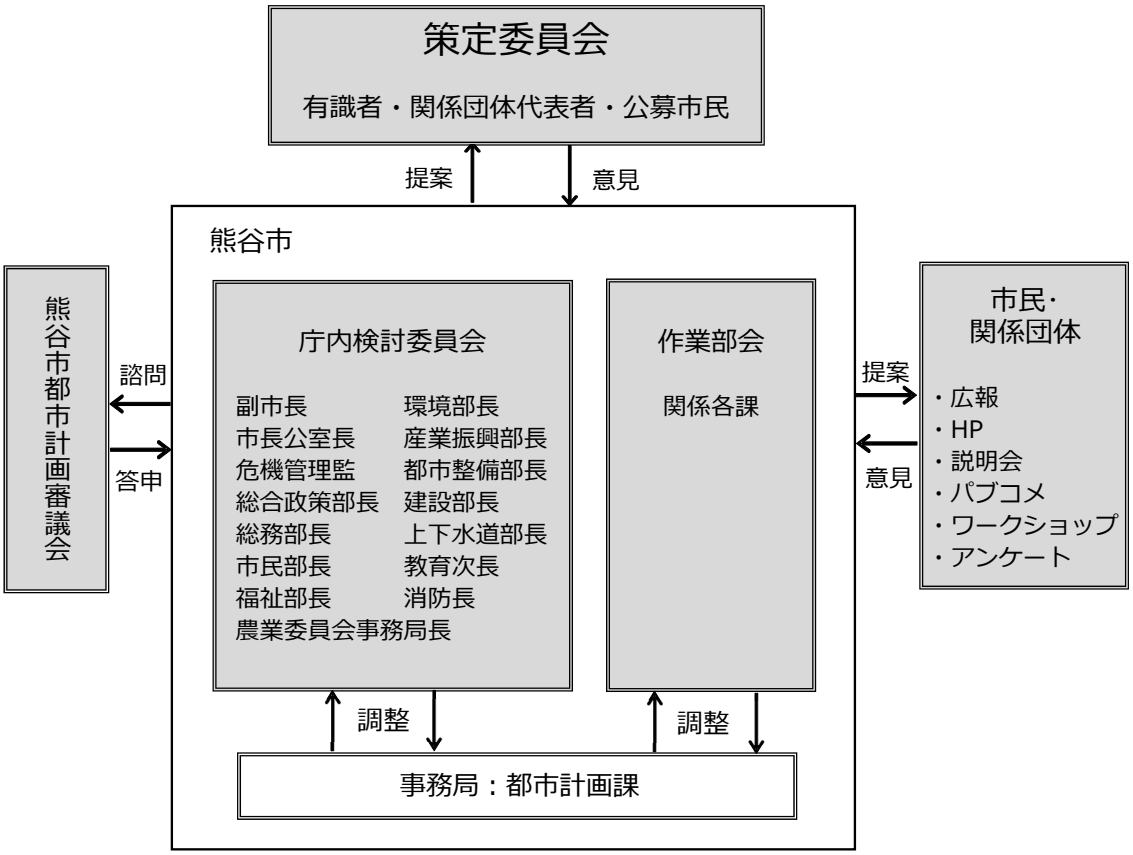

■熊谷市都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会　委員名簿

	区　分	氏　名	所　属	備　考
1	学識経験（土地利用）	大沢　昌玄	日本大学理工学部 教授	会長
2	学識経験（防災）	中村　仁	芝浦工業大学システム理工学部 教授	副会長
3	学識経験（交通）	小嶋　文	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	
4	市議会	栗原　健昇	熊谷市議会	
5		影山　琢也	熊谷市議会	
6	市民団体	船田　重則	熊谷市自治会連合会	
7	教育関係者	植原　通之	熊谷市ＰＴＡ連合会	
8	商工業関係者	長沼　俊一	熊谷商工会議所	
9		小川　恵司	くまがや市商工会	
10	農業関係者	木村　進	熊谷市農業委員会	令和２年度
		木部　富次		令和３年度
11		橋本　孝之	くまがや農業協同組合	
12	医療・福祉 関係者	長島留美子	熊谷市社会福祉協議会	令和２年度
		高橋　近男		令和３年度
13	交通事業者	山岸　晃	国際十王交通株式会社	
14	関係行政機関	小山　　淳	埼玉県熊谷県土整備事務所	令和２年度
		竹渕　晴男		令和３年度
15	市民	寺井　直美	公募	
16	市民	高橋　大樹	公募	

（２）策定までの経緯

年月		会議名	主な議題等
令和元年度	11 月	市民アンケート調査	まちづくりの意見収集
令和２年度	９月	第１回 策定委員会	策定体制、ポイント等
		第１回 市民ワークショップ（市全体）	まちづくりの意見収集
	１０月	第２回 市民ワークショップ（地域別） ①北部地域（10 月 31 日） ②西部地域（10 月 31 日） ③中央地域（11 月３日） ④東部地域（11 月３日） ⑤南部地域（11 月７日）	
		市ホームページによる意見募集	
	１２月	第２回 策定委員会	将来都市像、都市づくりの目標、将来都市構造、各計画の方針
		くまがや未来のまちづくり絵画展	小中学生が考える未来の熊谷
	３月	第３回 策定委員会	全体構想（都市計画マスタープラン） 都市機能誘導区域、居住誘導区域（立地適正化計画）
令和３年度	４月	第４回 策定委員会	
	５月	熊谷市都市計画審議会	策定の進捗報告
	６月	オープンハウス ①ティアラ 21（６月 19 日） ②ベルク佐谷田店（６月 19 日） ③籠原駅自由通路（６月 26 日） ④いなげや大里江南店（６月 26 日） ⑤イール妻沼（７月４日）	策定状況の周知と意見収集
	８月	第５回 策定委員会	地域別構想、市街化調整区域の整備及び保全の方針（都市計画マスタープラン） 誘導施設及び誘導施策、防災指針（立地適正化計画）
		第６回 策定委員会	
	１０月	第７回 策定委員会	都市計画マスタープラン素案 立地適正化計画素案
		第８回 策定委員会	
	１１月	市民説明会 ①妻沼中央公民館（11 月 23 日） ②熊谷市立商工会館（11 月 28 日） ③別府公民館（12 月４日） ④江南公民館（12 月４日） ⑤大里コミュニティセンター（12 月５日）	都市計画マスタープラン案 立地適正化計画案
	１２月	パブリックコメント	
	３月	第９回 策定委員会	
		熊谷市都市計画審議会（諮問・答申）	

参考－３　市民参加の記録

①市民アンケート調査

目　的　：まちづくりに対する意見や要望を幅広く収集するために実施
実施日時：令和元年 11 月 21 日～12 月 8 日
対象者　：無作為抽出した 18 歳以上の市民 3,000 人
実施方法：郵送形式
回　収　：1,166 件（回収率：39%）

②市民ワークショップ

目　的：地域に密着したまちづくりに対する具体的な意見や要望を収集するために実施

■第１回（市全体）

実施日時：令和２年９月 26 日（土）　熊谷市立勤労会館
参加者　：30 名




■第２回（地域別）

実施日時：北部地域　令和２年 10 月 31 日（土）妻沼中央公民館　参加者 16 名
参加者　西部地域　令和２年 10 月 31 日（土）さくらめいと　参加者 19 名
中央地域　令和２年 11 月 ３日（火）熊谷市立商工会館　参加者 13 名
東部地域　令和２年 11 月 ３日（火）熊谷市立商工会館　参加者 14 名
南部地域　令和２年 11 月 ７日（土）江南公民館　参加者 11 名
計 73 名の参加




③市ホームページによる意見募集

目　的　：ワークショップに参加できなかった市民の意見を収集するために実施
実施日時：令和 2 年 10 月 7 日～11 月 7 日
実施方法：入力フォームで意見を募集（ワークショップと同様の資料・議題を提示）
意見提出：25 件

④くまがや未来のまちづくり絵画展

目　的　：熊谷の将来を担う市内の小中学生たちに、まちの未来について考えてもらうために実施
募集日時：令和 2 年 12 月 14 日～令和 3 年 1 月 25 日
応募数　：1,007 作品
展　示　：令和 3 年 2 月 12 日～3 月 15 日
応募作品の中から選考により 32 点を選出し、熊谷市役所本庁舎 1 階ホールにて展示





⑤オープンハウス

目　的　：各計画の検討状況の周知と、中間段階の計画内容に対する具体的な意見を収集するために実施

実施日時：中央地域　令和３年６月 19 日（土）ティアラ 21　来場者 79 名
東部地域　令和３年６月 19 日（土）ベルク佐谷田店　来場者 92 名
西部地域　令和３年６月 26 日（土）籠原駅自由通路　来場者 112 名
南部地域　令和３年６月 26 日（土）いなげや大里江南店　来場者 46 名
北部地域　令和３年７月　４日（日）イール妻沼　来場者 82 名

実施方法：パネルの展示と担当者による説明・質疑応答





《 展示したパネルの一部 》



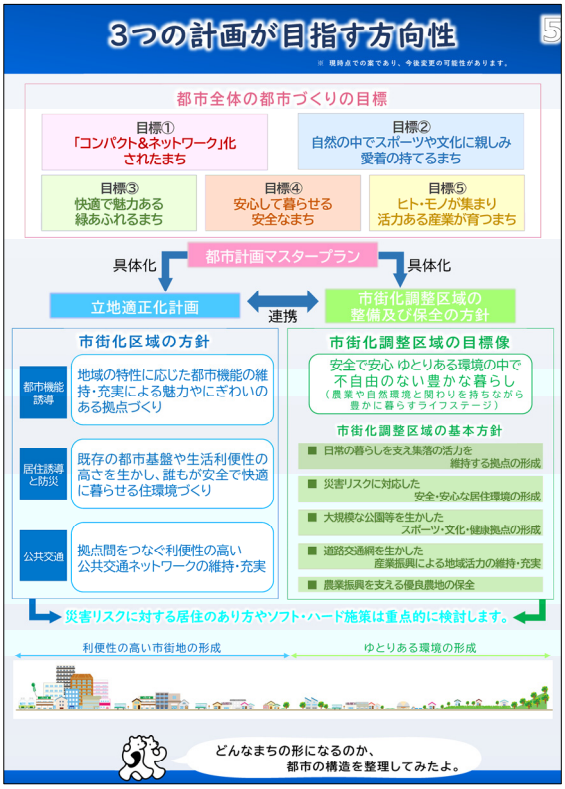

⑥市民説明会

目　的　：パブリックコメントを実施する計画（案）の内容を説明するために実施

実施日時：北部地域　令和３年 11 月 23 日（火）妻沼中央公民館

中央地域　令和３年 11 月 28 日（日）熊谷市立商工会館

東部地域　令和３年 11 月 28 日（日）熊谷市立商工会館

西部地域　令和３年 12 月　４日（土）別府公民館

南部地域　令和３年 12 月　４日（土）江南公民館

全　　体　令和３年 12 月　５日（日）大里コミュニティセンター

合計で 43 名が参加

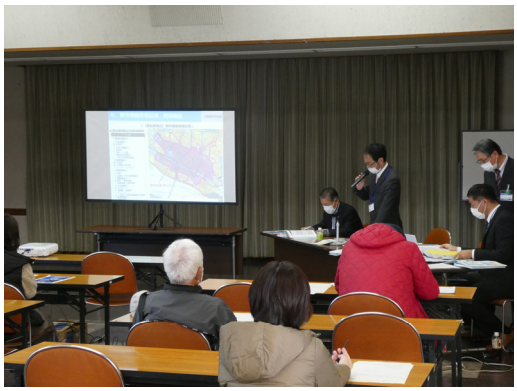



⑦パブリックコメント

目　的　：計画（案）に対する意見を広く求めるために実施

実施日時：令和３年 11 月 24 日（水）～12 月 23 日（木）

意見提出：13 名、50 件